

奈良先端科学技術大学院大学附属図書館希望資料購入基準

平成16年4月1日

附属図書館長裁定

(趣旨)

第1条 この基準は、奈良先端科学技術大学院大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が購入の希望を受ける各種資料（以下「希望資料」という。）の購入選定に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 資料の購入を希望できる者は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の役員、職員及び学生（特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生、研究生及び特別学修生を含む。以下同じ。）とする。

(購入の基準)

第3条 附属図書館長（以下「館長」という。）は、希望資料のうち、本学の学生に有益と考えられる資料を附属図書館の蔵書として購入するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、除く。

- (1) 既に附属図書館が所蔵している資料と同一のものであって、受入れることによって必要以上に重複する資料。ただし、改訂版等内容の変更が認められる場合は、除く。
 - (2) 利用者に誤った情報を与えるおそれがある資料
 - (3) 購入希望者以外の利用が期待できない資料
 - (4) 内容が高度に専門的な資料
 - (5) 著しく高額な資料
- 2 館長は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、希望資料の購入を留保することができる。
- (1) 予算上、希望資料の購入が困難な場合
 - (2) 附属図書館に希望資料を収容する場所を確保できない場合
 - (3) 購入を希望する資料が特定分野に集中し、蔵書構成上著しい偏りが生ずるおそれがある場合

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年12月1日から施行する。